



# 沢辺税理士事務所通信

令和 6 年 11 月 1 日号  
NO. 129

## ※※ 再度ご確認ください！クレジットカード払いの領収書保管 ※※

最近の税務調査で、税務署側から「クレジットカードで支払った経費について、1 ヶ月ごとの利用明細一覧の保管のみでは、消費税の仕入税額控除を一切認めない」という強硬な指摘を受ける事例が発生しました。利用明細のみでも経費としては認められますが、消費税部分を支払ったとはみなされなくなるので、**国に消費税を二重払いしないといけなくなります。**

税務当局は、インボイスに税率の記載漏れがあるなどの軽微な不備については（今のところ）不問にする方針のようですが、そもそも領収書の保管がない場合については今後も指摘をする可能性があります（国税庁 HP にもその旨明記しています）。クレジットカードで支払った場合は必ず領収書を取っていただき、**利用明細一覧と領収書をセットにして保管**していただければと思います。弊社にご提出いただく際にも、セットでの提出をお願いいたします！

## ※※※ 「現預金の生前贈与による相続税対策」のまとめ ※※※

相続税対策は、大きく「生前贈与」「不動産の活用」「生命保険の活用その他」の3つに分けることができます。そのうち現預金を生前贈与する方法を簡潔にまとめました。**有効な現預金の生前贈与方法は、以下の5つ**です。

- (1)年間 110 万円の贈与税非課税枠の範囲内で贈与する
- (2)贈与税率 < 相続税率となる金額の範囲内で贈与する
- (3)相続人でない孫などに贈与する
- (4)そもそも贈与税の対象にならない資金として贈与する
- (5)相続時精算課税の基礎控除範囲内で贈与する

それぞれの細かい注意点は実行前に各担当者にご確認いただければと思いますが、まず(1)(2)は伝統的な節税方法です。しかし**令和 6 年以降に相続人に行った贈与は、相続発生時に過去 7 年間さかのぼって相続財産に加算**されてしまいます（一部例外あり）。より早い段階から計画的に行わないと、節税効果が薄れることとなります。

(3)はたとえ**相続開始 1 日前にされた贈与であってもさかのぼられることがない**ので非常に有効な節税対策になります。ただし①孫が（遺言書等で）遺贈により財産を取得した場合、②孫が生命保険の受取人に指定されている場合、③被相続人の子が死亡しているため孫が代襲相続人になっている場合、は(1)(2)と同様に 7 年間さかのぼられますので注意してください。

(4)ですが、被扶養者が**生活費として（常識の範囲内の金額で）金銭を渡す場合、大学の授業料等を払う場合は、そもそも扶養義務を実行しただけなので贈与には該当しません。**この被扶養者とは両親だけでなく、祖父母も該当します。ただし授業料等は被扶養者が直接大学等に支払わないと一般の贈与とみなされてしまいますので、注意してください。なお(5)については令和 6 年 8 月 1 日号 No. 126 の事務所通信で詳しく解説しておりますので、そちらをご覧ください。